

平成 30 年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）募集要項

本学と海外大学との大学院レベルにおける国際共同学位（ダブルディグリー、ジョイントディグリー等）の取得を目指した教育プログラムを積極的に奨励するため、国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）（以下「本制度」という。）による支援を希望する大学院学生を以下により募集します。

1. 制度の目的

本学は、「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書（参考資料）にあるように、本学が世界の最先端を走る研究分野において、その分野における海外のトップレベル大学等との連携の下に、高い専門能力はもちろんのことグローバルマインド、幅広い視野を兼ね備えた人材を育成するため、「国際共同大学院プログラム」群の創出や、「国際共同教育プログラム」の拡大、推進を目指しています。

本制度では、これらのプログラムによる派遣留学生に対して経済的支援を行うことにより、国際共同学位取得を目指す教育プログラムへの参加を奨励することを目的とします。

2. 定義

この要項において、「国際共同大学院プログラム」とは、東北大学学位プログラム推進機構国際共同大学院プログラム部門内規（平成 27 年 4 月 6 日国際共同大学院プログラム部門長裁定）に定める、本学の強みを生かし、世界を牽引できる分野や、今後重要になり人類の発展に貢献できる分野を選択し、部局の枠を超えて本学の英知を結集し、海外有力大学との強い連携のもと共同教育を実践するプログラムとします。

また、「国際共同教育プログラム」とは、国際共同大学院プログラム以外で、協定校との覚書等に基づき実施されるダブルディグリープログラムや共同教育プログラムのうち、本学国際交流委員会で審議、承認されたプログラムとします。

3. 支援の対象

本制度による支援の対象は、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者としてします。

- ① 平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月の間に留学を開始する本学の正規大学院学生である者
- ② 原則、留学開始・終了時期が留学先機関における学期／ターム等の開始・終了時期に合致するもの
- ③ 今後実施見込みの国際共同大学院又は国際共同教育プログラムに関連する研究計画を有する者
- ④ 留学形態が以下（ア）～（ウ）のいずれかである者
 - （ア）国際共同教育プログラムにより派遣される者
 - （イ）国際共同大学院プログラムへの参画を検討している部局等で、今後の拠点形成のために、連携予定の大学等に派遣される者
 - （ウ）国際共同教育プログラムへの発展が見込まれる部局独自のプログラムで派遣される者
- ⑤ 留学するにあたり本制度以外の奨学金制度に採用されていること

※本制度以外の奨学金制度に採用されていない場合、平成 30 年度については、高度教養教育・学生支援機構グローバルラーニングセンターが日本学生支援機構（以下、JASSO という）に採択された「国際共同大学院推進型短期共同研究留学生派遣プログラム」により支援するものとします。この場合、JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）支給対象者の資格及び要件を満たしている必要があります。当該資格及び要件については、「[平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き](#)」（p9～12）をご参照ください。

4. 支援の内容

- ① 旅費規程に基づく海外渡航旅費（日当、宿泊料及び食卓料を除く）

※他団体等から渡航に係る支援を受ける場合、本制度からの海外渡航旅費の支援は受けられません。

- ② 奨学金（月額）（海外渡航期間中）

	指定都市	甲地区	乙地区	丙地区
修士課程	15 万円	13 万円	12 万円	10 万円
博士課程	20 万円	16 万円	14 万円	12 万円

※渡航先区分（指定都市、甲、乙、丙）については、別表参照。

※他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合、上記記載額との差額分のみを支給します。

5. 提出書類

＜必ず提出する書類＞

(ア) 平成 30 年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）申請書（様式 1）

(イ) 平成 30 年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）申請書別紙（様式 1 別紙）

(ウ) 平成 30 年度国際共同学位取得支援制度候補者調書（様式 2）

(エ) 成績証明書（学部入学以降の成績証明書）

(オ) 留学期間が分かる書類（留学開始及び留学終了年月日が明記されているもの）

(カ) 他団体等から受給する奨学金の額が分かる書類（ある場合のみ）

＜必要に応じて提出する書類＞

(キ) 申立書（様式任意）

※「3. 支援の対象」の④-（イ）又は（ウ）に該当する学生については、当該学生の派遣が「国際共同大学院プログラム」又は「国際共同教育プログラム」への発展にどのように関連するかを示す「申立書」を所属部局において作成のうえ提出してください。

6. 提出方法

~~学内便にて、留学生課海外留学係宛に提出してください。~~

※上記 5-（イ）については、データをメールにより提出してください。

教務係へ各期日までに提出してください

7. 申請から支援対象者決定までの流れ

平成 30 年度の本制度による支援対象者は、留学開始時期により 4 回募集を行う予定です。申請から支援対象者決定までの流れは以下のとおりです。

留学開始時期	申請期限	選考	支援対象者の決定	※教務係への書類提出期限
平成 30 年 6 月	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 4 月上旬	平成 30 年 4 月中旬	3月13日 正午
平成 30 年 7 月～9 月	平成 30 年 4 月 27 日	平成 30 年 5 月上旬	平成 30 年 5 月中旬	4月9日 正午
平成 30 年 10 月～12 月	平成 30 年 7 月 27 日	平成 30 年 8 月上旬	平成 30 年 8 月中旬	7月9日 正午
平成 31 年 1 月～3 月	平成 30 年 10 月 26 日	平成 30 年 11 月上旬	平成 30 年 11 月中旬	10月5日 正午

※留学計画が定まっている場合は、実際の留学開始時期より早い留学開始時期に設定された申請期限までに申請することができます。その場合、選考及び支援対象者の決定は、申請期限に応じたものとなります。

【例】平成 30 年 10 月に留学を開始する者が平成 30 年 4 月 27 日の申請期限までに申請した場合

選 考： 平成 30 年 5 月上旬

支援者の決定： 平成 30 年 5 月中旬

奨学金の支給： 平成 30 年 10 月～

※平成 30 年度は 4 回の募集を予定していますが、予算状況及び応募者数等により募集回数を縮減する場合があります。

8. 選考基準

国際共同教育プログラム等により派遣される大学院学生については、以下の優先順位にて、予算の範囲内で支援対象者を選考します。

【優先順位 1】 国際共同教育プログラムにより派遣される者

【優先順位 2】 国際共同大学院プログラムを実施予定の部局等で、今後の拠点形成のために、連携予定の大学等に派遣される者

【優先順位 3】 国際共同教育プログラムへの発展が見込まれる部局独自のプログラムで派遣される者

9. 報告書の提出

留学終了後には、以下の書類を所属部局担当係より留学生課宛に提出してください。

【提出書類】 研究報告書（英文。A4 版で 5 頁程度）（様式任意）

【提出時期】 帰国後 1 ヶ月以内

10. その他留意事項等

各部局においては、各学生の派遣先国・地域に関する安全情報に十分注意し、派遣中も随時状況確認ができるよう、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。また、派遣学生に対し、海外旅行保険等への加入や各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう指導してください。

11. 問合せ／申請書類提出先

教育・学生支援部留学生課海外留学係

内線：92-7820

メール：sab_query@grp.tohoku.ac.jp

学内便：川 B-7

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) 国・地域コード表

平成30年度より追加した国は赤字にしてあります。

	国・地域コード	国・地域名	地域区分	主な都市(別表1に記載)
アジア	100	台湾	丙	台北
	101	バングラデシュ	丙	
	102	ブータン	丙	
	103	ブルネイ	丙	
	104	カンボジア	乙	
	105	中国	丙	北京、上海
	106	香港	乙	
	107	インド	丙	
	108	インドネシア	乙	ジャカルタ
	109	大韓民国	乙	ソウル
	110	ラオス	乙	
	111	マカオ	丙	
	112	マレーシア	乙	クアラルンプール
	113	モンゴル	丙	
	114	ミャンマー	乙	ヤンゴン
	115	ネパール	丙	
	116	パキスタン	丙	
	117	フィリピン	乙	マニラ
	191	シンガポール	指定	シンガポール
	119	スリランカ	丙	
	120	タイ	乙	バンコク
	121	ベトナム	乙	
	122	アフガニスタン	丙	
	123	東ティモール	乙	
	124	モルディブ	丙	
中南米	201	アルゼンチン	丙	ブエノスアイレス
	202	ボリビア	丙	
	203	ブラジル	丙	サンパウロ、リオデジャネイロ
	204	チリ	丙	
	205	コロンビア	丙	
	206	コスタリカ	丙	
	207	キューバ	丙	
	208	ドミニカ共和国	丙	
	209	エクアドル	丙	
	210	エルサルバドル	丙	
	211	グアテマラ	丙	
	212	ホンジュラス	丙	
	213	ジャマイカ	丙	
	214	メキシコ	丙	メキシコシティ
	215	ニカラグア	丙	
	216	パナマ	丙	
	217	パラグアイ	丙	
	218	ペルー	丙	リマ
	219	トリニダード・トバゴ	丙	
	220	ウルグアイ	丙	
	221	ベネズエラ	丙	
	222	ハイチ	丙	
中近東	301	バーレーン	甲	
	302	キプロス	甲	
	303	イラン	甲	
	304	イラク	甲	
	305	イスラエル	甲	エルサレム
	306	ヨルダン	甲	
	391	クウェート	指定	クウェート
	307	クウェート	甲	上記指定都市以外
	308	レバノン	甲	
	309	オマーン	甲	
	310	カタール	甲	
	392	サウジアラビア	指定	ジッダ、リヤド
	311	サウジアラビア	甲	上記指定都市以外
	312	シリア	甲	
	313	トルコ	甲	
	393	アラブ首長国連邦	指定	アブダビ
	314	アラブ首長国連邦	甲	上記指定都市以外
	315	イエメン	甲	
	316	パレスチナ	甲	

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) 国・地域コード表

	国・地域コード	国・地域名	地域区分	主な都市(別表1に記載)
アフリカ	401	アルジェリア	丙	
	402	カメルーン	丙	
	403	コンゴ共和国	丙	
	491	コートジボワール	指定	アビジャン
	404	コートジボワール	丙	上記指定都市以外
	405	エジプト	丙	カイロ
	406	エチオピア	丙	
	407	ガボン	丙	
	408	ガーナ	丙	
	409	ギニア	丙	
	410	ケニア	丙	ナイロビ
	411	リベリア	丙	
	412	リビア	丙	
	413	マダガスカル	丙	
	414	モーリタニア	丙	
	415	モロッコ	丙	
	416	ナイジェリア	丙	
	417	セネガル	丙	
	418	南アフリカ	丙	ケープタウン
	419	スーダン共和国	丙	
	420	タンザニア	丙	
	421	チュニジア	丙	
	422	コンゴ民主共和国	丙	
	423	ザンビア	丙	
	424	ジンバブエ	丙	
	425	チャド	丙	
	426	ウガンダ	丙	
	427	ボツワナ	丙	
	428	南スーダン共和国	丙	
	429	シエラレオネ	丙	
	430	モザンビーク	丙	
	431	ベナン共和国	丙	
	432	ガンビア	丙	
	433	ナミビア	丙	
北米	501	カナダ	甲	バンクーバー、トロント、モントリオール
	591	アメリカ合衆国	指定	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C. ※ニューヨーク州、ワシントン州は非該当
	502	アメリカ合衆国	甲	ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ 等上記指定都市以外
オセアニア	601	オーストラリア	乙	シドニー、メルボルン
	602	ニュージーランド	乙	ウェリントン
	603	パプアニューギニア	乙	
	604	パラオ	乙	
	605	マーシャル諸島	乙	
	606	ミクロネシア	乙	
	607	フィジー諸島	乙	
	608	キリバス	乙	
	609	ナウル	乙	
	610	ソロモン諸島	乙	
	611	トンガ	乙	
	612	ツバル	乙	
	613	バヌアツ	乙	
	614	サモア	乙	
	615	クック諸島	乙	
	616	ニウエ	乙	
	617	トケラウ諸島	乙	
	618	ニューカレドニア	乙	

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) 国・地域コード表

	国・地域コード	国・地域名	地域区分	主な都市(別表1に記載)
ヨーロッパ	701	アルバニア	乙	
	702	オーストリア	甲	ウィーン
	703	エストニア	乙	
	704	ラトビア	乙	
	705	リトアニア	乙	
	706	ベルギー	甲	ブラッセル
	707	ブルガリア	乙	ソフィア
	708	ベラルーシ	乙	
	709	カザフスタン	乙	
	710	ウクライナ	乙	
	711	ウズベキスタン	乙	タシケント
	712	クロアチア	乙	
	713	チェコ	乙	プラハ
	714	デンマーク	甲	コペンハーゲン
	715	フィンランド	甲	
	791	フランス	指定	パリ
	716	フランス	甲	上記指定都市以外
	717	ドイツ	甲	フランクフルト、ハンブルグ
	718	ギリシャ	甲	
	719	ハンガリー	乙	ブダペスト
	720	アイスランド	甲	
	721	アイルランド	甲	
	722	イタリア	甲	ローマ
	723	ルクセンブルク	甲	
	724	マルタ	甲	
	725	マケドニア	乙	
	726	オランダ	甲	アムステルダム
	727	ノルウェー	甲	
	728	ポーランド	乙	
	729	ポルトガル	甲	
	730	ルーマニア	乙	
	792	ロシア	指定	モスクワ
	731	ロシア	乙	サンクトペテルブルグ 等上記指定都市以外
	732	スロバキア	乙	
	733	スロベニア	乙	
	734	スペイン	甲	マドリッド
	735	スウェーデン	甲	
	793	スイス	指定	ジュネーブ
	736	スイス	甲	チューリッヒ 等上記指定都市以外
	794	英国	指定	ロンドン
	737	英国	甲	上記指定都市以外
	738	セルビア	乙	
	739	ボスニア	乙	
	740	キルギス	乙	
	741	タジキスタン	乙	
	742	モンテネグロ	乙	
	743	アゼルバイジャン	乙	
	744	リヒテンシュタイン	甲	
	745	ジョージア	乙	
	746	アルメニア	乙	
	747	コソボ	乙	
	748	トルクメニスタン	乙	
	749	モルドバ	乙	
その他	000			

※本制度の指定都市について、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとするので、ご注意ください。